投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2025.07.26

ニッセイ気候変動関連グローバル株式ファンド（資産成長型）

愛称：フォー・ザ・フューチャー

追加型投信／内外／株式

資産 成長型

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社［ファンドの運用の指図を行います］

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号　関東財務局長（金商）第369号

受託会社［ファンドの財産の保管および管理を行います］

株式会社りそな銀行

お問合せ　ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター　0120-762-506
9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ　https://www.nam.co.jp/

◉委託会社の情報 （2025年4月末現在）

委託会社名	ニッセイアセットマネジメント株式会社	資　本　金	100億円
設立年月日	1995年4月4日	運用する投資信託財産の合計純資産総額	9兆2,164億円

◉商品分類等

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産（投資信託証券（株式（一般）））	年1回	グローバル（日本含む）	ファンド・オブ・ファンズ	なし

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ https://www.toushin.or.jp/ にてご確認いただけます。

- 本書により行う「ニッセイ気候変動関連グローバル株式ファンド（資産成長型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月25日に関東財務局長に提出しており、2025年7月26日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に際しては、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額（便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます）については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊（ファンド掲載名:気候変動成長）および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1.ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資対象とする外国投資信託証券を通じ、日本を含む世界各国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

1 日本を含む世界の株式のなかから、気候変動に関連する事業を展開する企業の株式に投資します。

- 当ファンドでは、気候変動に関する「緩和」(温室効果ガスの排出抑制等)と「適応」(社会・経済システムの調整等)に関連する事業を手がける企業に着目します。
- 実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジ※を行いません。

※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

2 銘柄選定にあたっては、優れた技術・ビジネスモデルを有し、持続的な成長が期待される企業を選別します。

- 当ファンドは、「DWS・インベスト・ESG・クライメート・オポチュニティーズFC(円建て)クラス」および「ニッセイマネーストックマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ※方式で運用を行います。株式の実質的な運用は、DWSインベストメントGmbHが行います。

※ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。

- 「DWS・インベスト・ESG・クライメート・オポチュニティーズFC(円建て)クラス」の組入比率は、原則として高位を保ちます。

DWSインベストメントGmbHについて

DWSインベストメントGmbHはDWSグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現をめざします。DWSグループはすべての主要な資産クラスをカバーする強固な運用体制を有します。

株式運用プロセスのイメージ

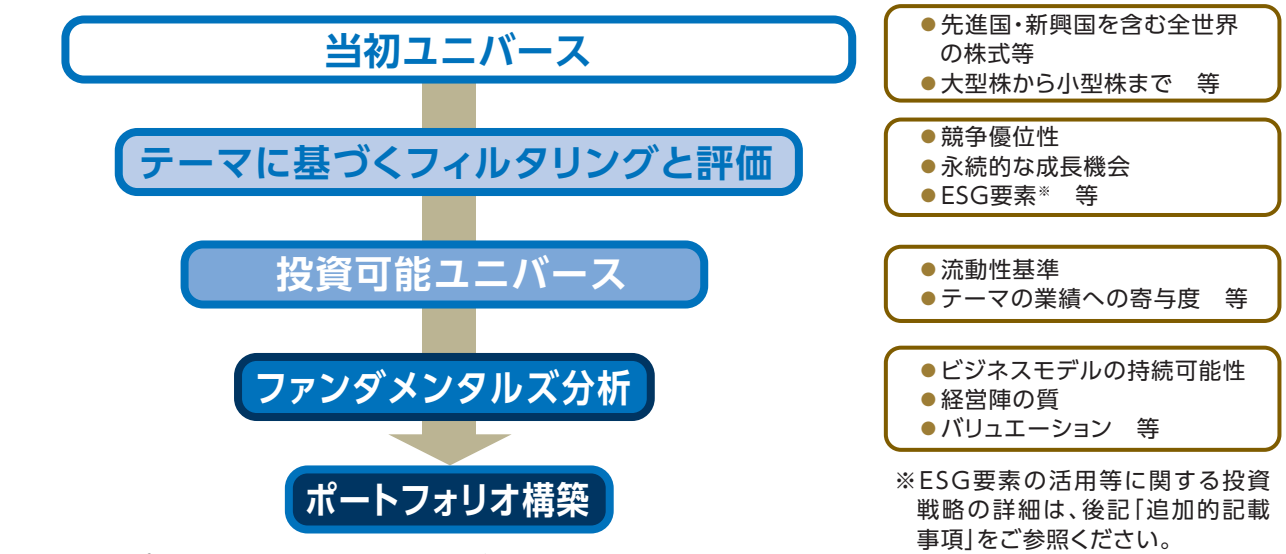

※ESG要素の活用等に関する投資戦略の詳細は、後記「追加的記載事項」をご参照ください。

・上記運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

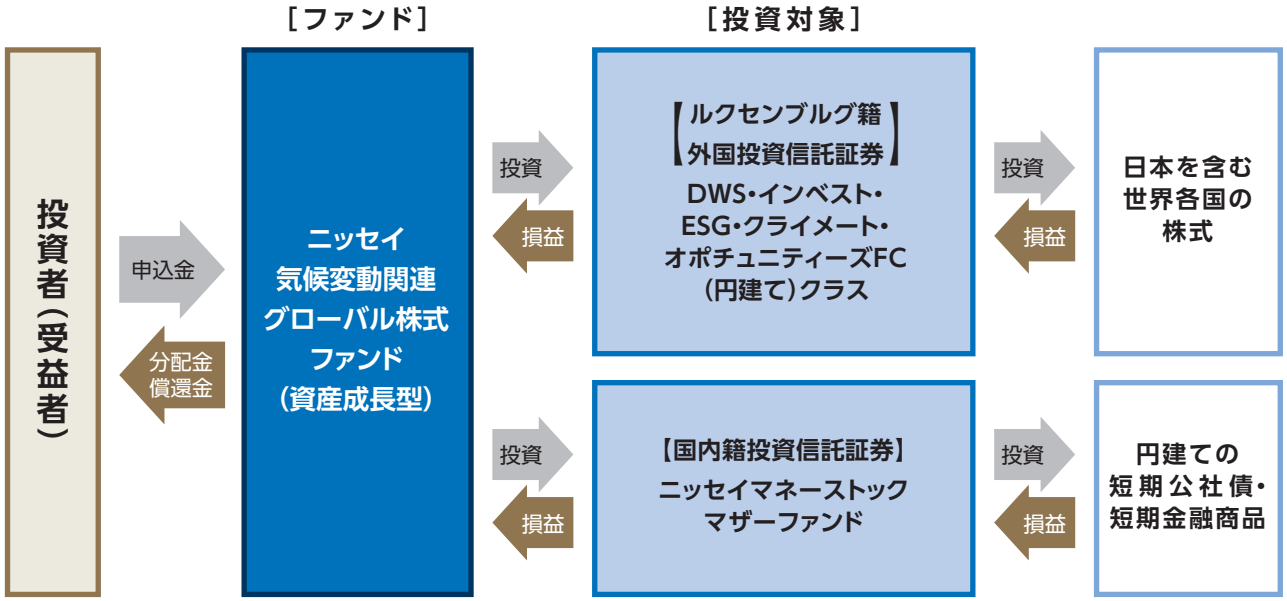

3 年1回決算を行います。信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。

●毎年4月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

! 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

◉投資対象とする投資信託証券の概要

以下のそれぞれの投資信託証券を「指定投資信託証券」ということがあります。

DWS・インベスト・ESG・クライメート・オポチュニティーズFC（円建て）クラス※

※以下「外国投資信託証券」ということがあります。

形態	ルクセンブルグ籍 外国投資信託（円建て）／オープン・エンド型
投資目的	日本を含む世界の企業の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。
運用方針	●気候変動に関する「緩和」と「適応」に関連する事業を行う世界の企業の株式に投資を行います。 ●投資先となる発行体は、DWSグループ独自の評価手法により、ESG（環境・社会・ガバナンス）の特性に関して定義された基準を満たすもののなかから選定します。 ●原則として、対円での為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	●株式への投資割合には制限を設けません。 ●投資信託証券への実質投資割合は、純資産総額の5%以下とします。 ●資金借入額は、借入れを行う日における純資産総額の10%以下とします。
運用報酬	純資産総額に対し、年率0.75%程度 なお、年間最低報酬額等がかかる場合、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。
その他の費用	信託財産に関する租税／組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の処理に要する費用／信託財産の監査費用／法律関係の費用／外貨建資産の保管費用／借入金の利息　等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	12月31日
投資運用会社	DWSインベストメントGmbH
管理会社／管理事務代行会社	DWSインベストメント・エス・エー
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店
副管理事務代行会社	モルゲン・ファンドGmbHルクセンブルグ支店

ニッセイマネーストックマザーファンド

投資対象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運用方針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。
主な投資制限	●株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。 ●外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用　等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	原則として、4・10月の各15日
委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

◉主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。
デリバティブ	デリバティブの直接利用は行いません。
株式	株式への直接投資は行いません。

! 上記は、当ファンド(ニッセイ気候変動関連グローバル株式ファンド(資産成長型))における投資制限です。当ファンドは、投資対象とする指定投資信託証券を通じ、実質的に国内外の株式への投資等を行います。

◉収益分配方針

●分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
●分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
・信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。

! 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

ニッセイアセットマネジメント株式会社における「ESGファンド」について

ニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「弊社」といいます）は、ファンドの設定目的や運用方針等をもとに、弊社が設定・運用する公募投資信託において「ESGファンド」と位置付けるファンドを分類しています。

本書のファンドは、「ESGファンド」に該当いたします。

以下に弊社における「ESGファンド」の考え方をご説明いたします。

◉ESG運用とは

まず、ESGとは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の頭文字をとった言葉で、ESG運用とはこれらの要素を投資判断に加味する運用のことをいいます。ESG運用については、持続可能な社会および国際金融システムの実現をめざすために、2006年に国連が中心となり提唱した責任投資原則（PRI:Principles for Responsible Investment）をきっかけとして広まっている考え方です。

◉弊社の「ESGファンド」の考え方について

弊社ではESG要素を積極的に活用し、ポートフォリオを構築するファンドを「ESGファンド」としています。「アクティブファンド」において、ESG要素を積極的に活用する運用とは、相対的にESG評価の高い銘柄を選別したり、ESGの観点でインパクト創出可能な銘柄を選別したりする運用のことをいいます※1。運用ファンド全体のなかでESGファンド以外の区分としては、ESG要素を体系的に運用プロセスに組込んでいるファンド、ネガティブスクリーニング※2などでESG要素を考慮しているファンド、およびESG要素を考慮していないファンドがあります。

なお、ESGファンドのなかで、特にSDGs※3のゴール達成という観点においても優れた投資銘柄でポートフォリオを構築するファンドを「SDGsファンド」、また環境や社会へのインパクト創出も企図し、その効果をレポーティングするファンドを「インパクトファンド」としています。

※1 「インデックスファンド」においては、ESG要素を積極的に活用して構成されていると弊社が考える指数に連動するファンドをESGファンドとしています。

※2 ESGの観点から特定の銘柄等を投資対象から除外することをいいます。

※3 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）のことです。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

＜ＥＳＧファンドの考え方（イメージ）＞

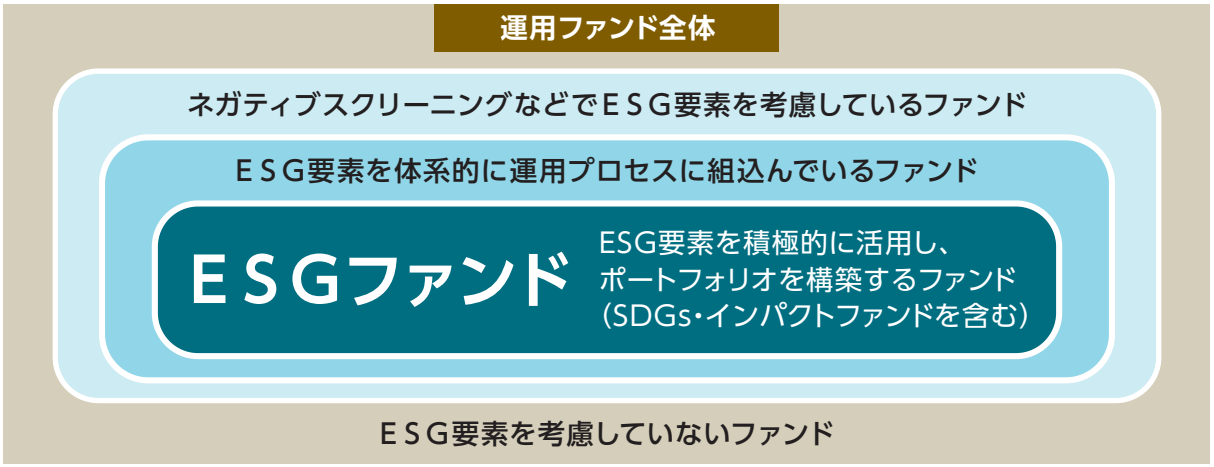

◉当ファンドの運用におけるESGに対する考え方について

当ファンドの主要投資対象ファンドを運用するDWSグループのESG評価およびスクリーニングに対する考え方は以下の通りであり、弊社のESGファンドの考え方に合致すると考えています。
同グループでは、下図のように5つの主要ESGデータ提供会社のESGに関するスコアや基礎データを同グループのソフトウェアシステム(DWS ESGエンジン)に取込み、各シグナルの重み付けや結合を行いながら、複数のESG評価軸に適用する独自の評価を導き出します。各主要ESGデータ提供会社のデータを使用して組合せることで、信頼性、客観性を高めつつ、独自性のあるESG評価を行うことができると考えています。

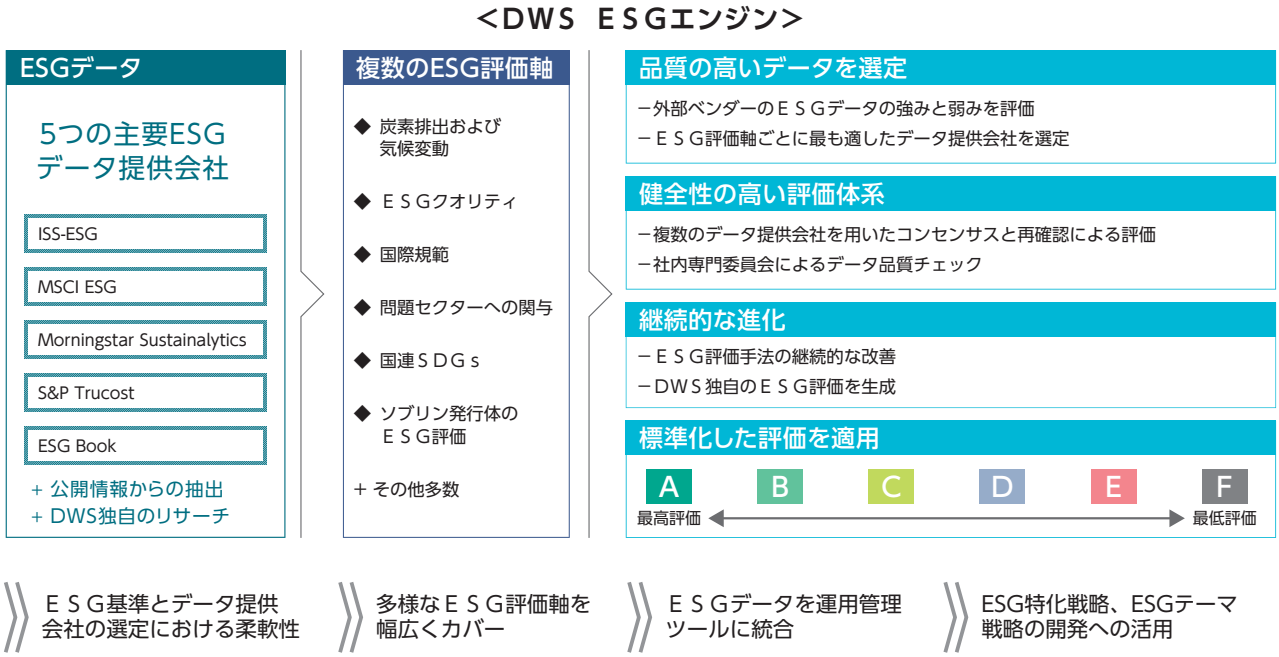

当ファンドの主要投資対象ファンドの運用(以下「当運用」といいます)に関係する上記エンジンを活用したESG評価としては、次頁の表の通り主に4つの分析対象、①「DWS ESGクオリティ評価」、②「国際規範への対応」、③「問題のある兵器」、④「問題のあるセクター」を用いており、①および②の評価については、評価可能な発行体(評価対象かつ評価用データあり)に対して、それぞれ評価が高い順にAからFまでの等級を付与しています。
当運用においては、原則として、次頁の表の背景色がグレーに該当する発行体は投資対象から除外します。
当運用では、気候変動に関連する事業を中心に展開する銘柄を投資対象とし、このような包括的なESGスクリーニングを加えることで、ESGの観点で相対的に優良な発行体への投資を行っています。

<当ファンドの主要投資対象ファンドの運用に関係するDWSのＥＳＧ関連評価>

分析対象	❶ DWS ESGクオリティ評価		❷ 国際規範への対応		❸ 問題のある兵器	❹ 問題のあるセクター
評価項目	複数データ提供会社のコンセンサスによるESG総合評価（ベスト・イン・クラス）		国連グローバル・コンパクト等の国際規範への対応を評価※3		問題のある兵器の製造への関連度合いに応じて評価	問題のあるセクターからの売上比率等に基づき評価
組入可	A	真のESGリーダー（≧87.5点）	A	問題ないことを確認	●次の兵器の製造会社、部品製造会社※1に該当しない※2 クラスター爆弾※3、対人地雷※3、生物兵器※3、化学兵器※3、劣化ウラン兵器、白リンを含む焼夷弾、盲目化レーザー兵器、検知不能破片兵器、核兵器　など	●各セクターの売上比率が基準値内 ・50%未満 ガス燃料の探索・採掘・販売・精製※3、温室効果ガス排出量がCO_2換算ベースで100g/kWhを超える発電※3 ・25%未満 石炭（一般炭）の採掘・発電 ・10%未満 石油燃料の探索・採掘・販売・精製※3 ・5%未満 防衛装備の製造・販売、民間用武器の製造・販売、パーム油の製造、成人向け娯楽、ギャンブル、原子力発電とウラン採掘・燃料化 ・1%未満 石炭（無煙炭・亜炭）の探索・採掘・販売・精製※3 ・0%（なし） タバコの栽培・製造※3、原油・天然ガスの非伝統的手法による採掘（オイルサンド・オイルシェール・シェールガス、北極圏での採掘を含む） ●石炭（一般炭）に関する拡張計画なし
	B	ESGリーダー（75～87.5点）	B	軽度の問題		
	C	中上位（50～75点）	C			
	D	中下位（25～50点）	D			
	E	下位（12.5～25点）	E	一定の問題		
除外	F	最下位（0～12.5点）	F	重大な問題／OECD多国籍企業行動指針の非遵守	上記兵器の製造会社、部品製造会社に該当※2	各セクターの売上比率が基準値を超過／石炭（一般炭）に関する拡張計画あり

・上記の表はDWS ESGエンジンによる様々な評価のうち、当ファンドの主要投資対象ファンドの運用に関係するESG関連評価の一覧です。

※１問題のある兵器のみに使用される重要部品　※２発行体の株主資本構成を考慮する場合があります。

※３データ不足による未評価の場合は除外に含む

◉ESGを主要な要素として投資する目標比率について

当ファンドの主要投資対象である「DWS・インベスト・ESG・クライメート・オポチュニティーズFC（円建て）クラス」において、ESGを主要な要素として投資する銘柄の投資額（時価ベース）の目標比率は、同クラスの純資産総額に対し80%以上とします。

◉DWSグループにおけるスチュワードシップ方針について

DWSグループでは、アクティブ・オーナーシップ※を投資先企業のガバナンス、行動方針、活動の改善、そして長期的な財務パフォーマンスの向上を後押しする重要な手段と考えています。

具体的には、株主としての権利や立場を利用して投資先企業の活動や行動に影響を与えることを目的として、投資先企業等との対話（エンゲージメント）、議決権行使、株主総会への出席などを通じて、投資先企業との直接的な関わり合いの機会を積極的に設けます。

※投資先企業の活動や行動に影響を与えるため、株主としての権利や立場を利用することをいいます。

以 上

ESGファンドの考え方等につきましては、今後のESGを取り巻く情勢等に応じ見直す場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンド(指定投資信託証券を含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- **ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。**

◉主な変動要因

株式投資リスク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
為替変動リスク	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
カントリーリスク	外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。
流動性リスク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○ファンドのESG運用に関しては、以下の制約要因やリスクにご留意ください。

ファンドはESG評価が相対的に高い銘柄でポートフォリオを構築しているため、ポートフォリオの特性が偏ることがあります。このため、基準価額の値動きがファンドの主要投資対象市場全体の値動きと比較して大きくなる可能性、相場動向によっては基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性などがあります。

○ストックコネクト※を通じた取引に関しては、以下の事項にご留意ください。

ファンドは中国A株への投資に際し、ストックコネクト(上海・香港相互株式取引制度および深セン・香港相互株式取引制度)を通じて行う場合があります。ストックコネクトを通じた投資は、取引や決済に関する特有の制限等で意図した取引等ができない場合、取引等に特有の費用が課される場合、ストックコネクトにおける取引停止や中国本土市場と香港市場の休業日の違いにより、中国本土市場の急変あるいは株価の大幅な変動時に対応できない場合等には、ファンドの資産価値が減少する要因となることがあります。また、ストックコネクトでは、投資者が不利益を被る大きな制度変更が行われる可能性があります。

※ストックコネクトとは、ファンドを含む外国の投資家が、上海証券取引所および深セン証券取引所の中国A株を香港の証券会社を通じて売買することができる制度です。なお、中国A株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、一定の条件のもとでファンドを含む外国の投資家にも投資が認められています。

○ファンドが投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。
○分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。
・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
○委託会社は2025年3月末現在、ファンドの投資対象であるニッセイマネーストックマザーファンドを他のファンドを通じて実質的に99.9%保有しています。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。
○ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。
○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

＜投資対象ファンド（国内籍投資信託証券を除く）の信用リスク管理方法＞

投資対象とする外国投資信託証券の運用会社等は、同証券において、欧州委員会が制定した指令（以下「UCITS指令」といいます）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理しています。
同証券の運用会社等は、前記信用リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）においても当該運用会社等における信用リスクの管理体制や管理状況等をモニタリングしています。
なお、UCITS指令に定める信用リスク管理方法においては、明示的な政府保証がないファニーメイおよびフレディマックについて投資比率制限の対象外となるなど、有価証券等ごとに一般社団法人投資信託協会が定める投資比率制限と異なる制限が適用されている場合があります。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移

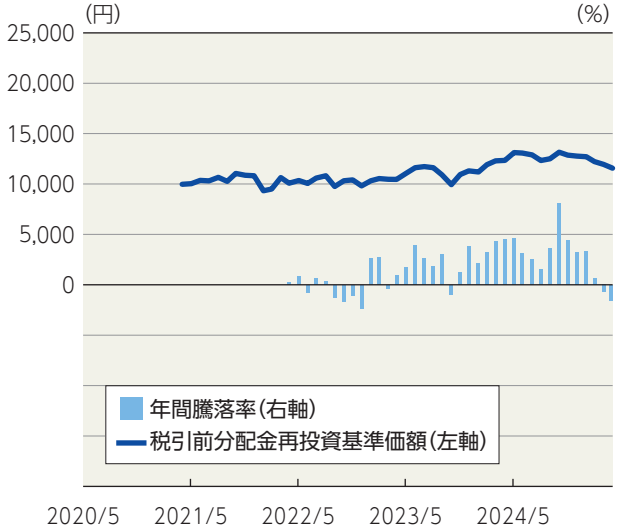

②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

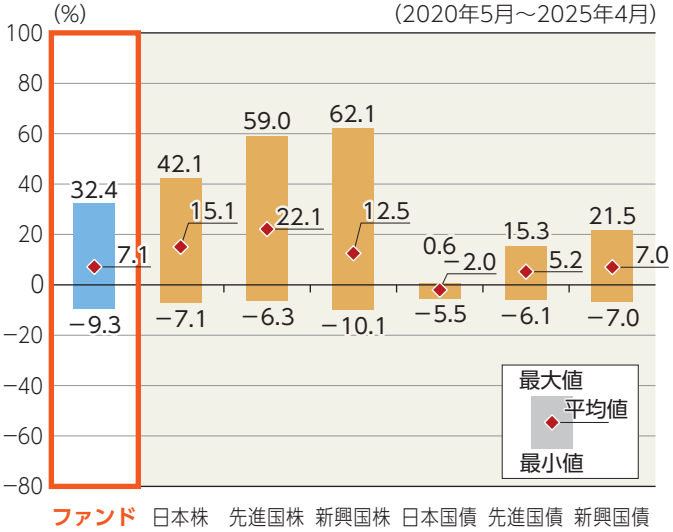

グラフは次に記載の基準で作成していますが、ファンドについては設定日以降の年間騰落率のデータが5年分に満たないため、実在するデータのみの記載となっています。したがって、グラフ②においては、代表的な資産クラスとの比較対象期間が異なりますのでご留意ください。

・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>
日 本 株 ・・・ TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
先進国株 ・・・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株 ・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債 ・・・ NOMURA-BPI 国債
先進国債 ・・・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債 ・・・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3.運用実績

2025年4月末現在

●基準価額・純資産の推移

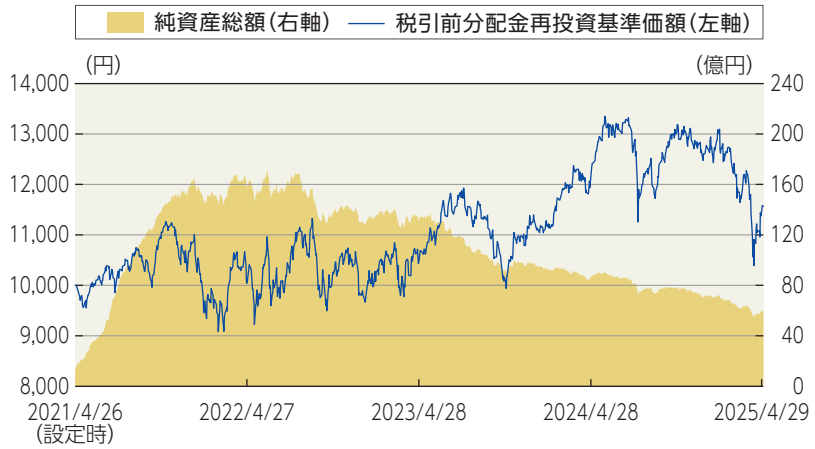

・基準価額は実質的な運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

基準価額	11,565円
純資産総額	59億円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2022年 4 月	0円
2023年 4 月	0円
2024年 4 月	0円
2025年 4 月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

●年間収益率の推移

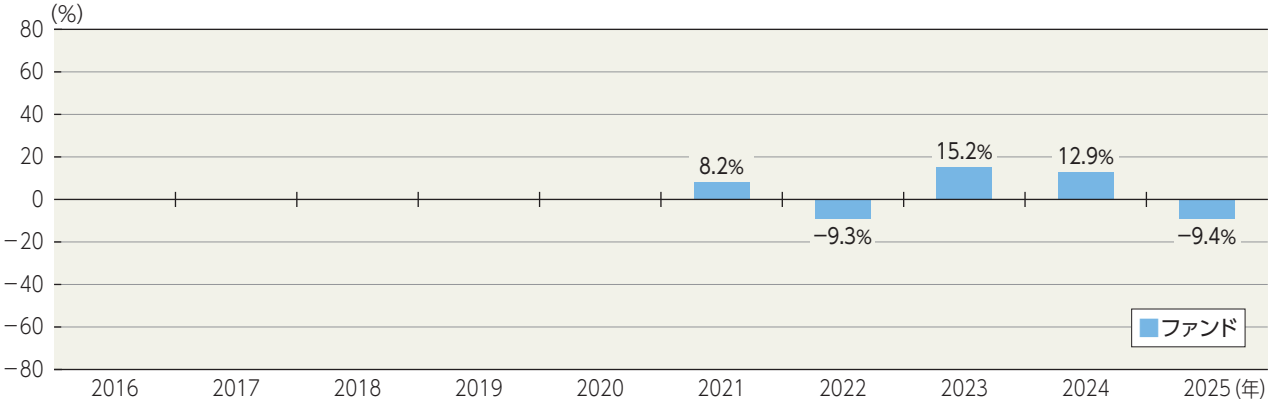

・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
・2021年はファンド設定時から年末まで、2025年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

●組入比率

DWS・インベスト・ESG・クライメート・オポチュニティーズFC(円建て)クラス	98.9%
ニッセイマネーストックマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	1.1%

・比率は対純資産総額比です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

◉投資対象ファンドにおける主要な資産の状況

DWS・インベスト・ESG・クライメート・オポチュニティーズFC(円建て)クラス

「3.運用実績」における上記ファンドに関する記載は、同ファンドの運用会社であるDWSインベストメントGmbHの資料(現地月末営業日基準)に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。

業種別比率

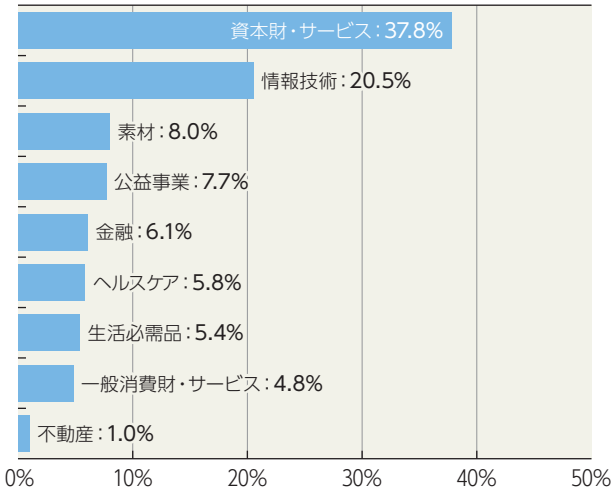

・比率は対純資産総額比です。
・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

国・地域別比率

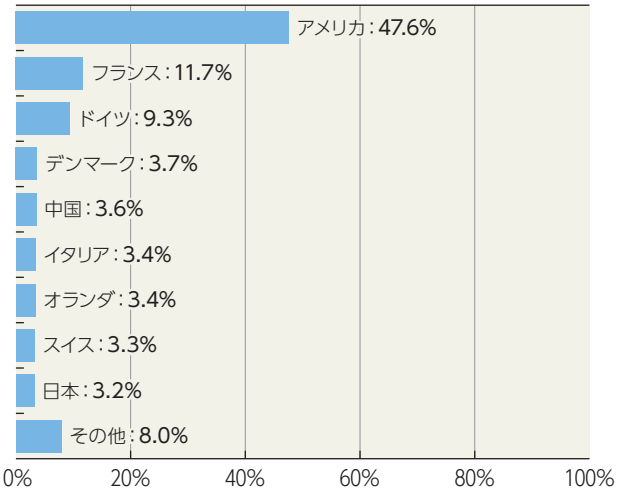

・比率は対純資産総額比です。
・国・地域は、DWSインベストメントGmbHの分類によるものです。

◉投資対象ファンドにおける組入上位銘柄

DWS・インベスト・ESG・クライメート・オポチュニティーズFC(円建て)クラス

	銘 柄	比 率
1	シーメンス・エナジー	4.6%
2	比亜迪[BYD]	3.2%
3	マイクロソフト	3.1%
4	エア・リキード	2.9%
5	アクサ	2.8%
6	エーオン	2.7%
7	リパブリック・サービシズ	2.6%
8	ゾエティス	2.5%
9	マーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ	2.5%
10	東日本旅客鉄道	2.5%

・比率は対純資産総額比です。

ニッセイマネーストックマザーファンド

	銘 柄	種 別	比 率
1	平成27年度第2回　兵庫県公募公債	地方債	20.0%
2	第146回　共同発行市場公募地方債	地方債	12.0%
3	令和2年度第10回　北海道公募公債(5年)	地方債	12.0%
4	第74回　政保地方公共団体金融機構債券	特殊債	10.0%
5	平成27年度第13回　京都府公募公債	地方債	9.9%
6	第748回　東京都公募公債	地方債	6.0%
7	第147回　共同発行市場公募地方債	地方債	6.0%
8	平成27年度第3回　千葉県公募公債	地方債	6.0%
9	平成27年度第1回　静岡市公募公債	地方債	6.0%
10	令和2年度第3回　仙台市公募公債(5年)	地方債	6.0%

・比率は対純資産総額比です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
	申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合、または申込日の翌営業日がルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受付けを行いません。
	購入の申込期間	2025年7月26日から2026年1月23日まで ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときには、購入・換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受付けを取消すことがあります。
決算・分配	決算日	4月25日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース：税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース：税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他	信託期間	2044年4月25日まで（設定日:2021年4月26日）
	繰上償還	・投資対象とする「DWS・インベスト・ESG・クライメート・オポチュニティーズFC（円建て）クラス」が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。 ・受益権の口数が30億口または純資産総額が30億円を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	信託金の限度額	5,000億円とします。
	公告	電子公告により行い、委託会社のホームページ（https://www.nam.co.jp/）に掲載します。
	運用報告書	委託会社は決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者に交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となり、当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問合せください。

ファンドの費用・税金

◉ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に**3.3%(税抜3.0%)を上限**として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ●料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。	▶**購入時手数料**:購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
換金時	信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
毎日	運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に年率1.1825%(税抜1.075%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。	▶**運用管理費用(信託報酬)** =保有期間中の日々の純資産総額 ×信託報酬率(年率)

信託報酬率(年率・税抜)の配分	支払先	年率	役務の内容
	委託会社	0.350%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	0.700%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	0.025%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

毎日			
運用管理費用(信託報酬)	投資対象とする外国投資信託証券	年率0.75%程度 ●年間最低報酬額等がかかる場合、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。	▶投資対象とする外国投資信託証券の運用・管理等にかかる信託報酬率
	実質的な負担	ファンドの純資産総額に**年率1.9325%(税込)程度**をかけた額となります。 ●上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は変動します。また、投資対象とする外国投資信託証券に年間最低報酬額等がかかる場合、その純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。	▶ファンドが投資対象とする指定投資信託証券を含め、投資者が実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

◉ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
毎　日	監　査　費　用	ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。	▶**監査費用**:公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
随　時	その他の費用・手　数　料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。	▶**売買委託手数料**:有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶**信託事務の諸費用**:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶**借入金の利息**:受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

◉税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時	
所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金(解約)時および償還時	
所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。
詳しくは、販売会社にお問合せください。
・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
・法人の場合は上記とは異なります。
・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
2.02%	1.18%	0.84%

・対象期間:2024年4月26日～2025年4月25日
・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
・総経費率には、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
・ファンドの費用と投資対象ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、「②その他費用の比率」に含まれます。

ふくろう教授の投資信託説明書(交付目論見書)
かんたんガイド
https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi_guide.pdf

UD FONT
ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。